

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施します。

平成21年5月12日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	新規取得講習	平成21年6月15日(月)から 平成21年6月19日(金)まで	10人
	追加取得講習	平成21年6月18日(木)及び 平成21年6月19日(金)	10人

※各講習とも午前8時から午後5時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けた者で、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

## 4 受講申込手続

### (1) 申込期間

平成21年5月26日（火曜日）から平成21年6月2日（火曜日）までの土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時までで、先着順とし、定員になり次第受付を終了します。

### (2) 申込先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）へ持参してください。

なお、申込時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の運転免許証の写しその他の住所及び氏名を確認できる資料並びに印鑑を持参してください。

### (3) 提出書類

#### ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（縦4センチメートル、横3センチメートルの顔写真1枚をはり付けること。） 1通
- (イ) 4号警備業務に従事したことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
- (ウ) 履歴書 1通

#### イ 追加取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（縦4センチメートル、横3センチメートルの顔写真1枚をはり付けること。） 1通
- (イ) 警備業務従事証明書 1通
- (ウ) 履歴書 1通
- (エ) 資格者証等の写し 1通

(4) 手数料

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

5 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市卸本町5番30号）に委託して行います。

6 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111内線3033・3034）  
又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-38-2016）